

ファンドラップ口座約款の変更について

いつも「東海東京ファンドラップ」をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

2024年5月7日以降、東海東京ファンドラップ口座約款におきまして、以下のとおり、修正がございますので、ご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

東海東京ファンドラップ口座約款 新旧対照表

旧	新
<p>第14条7 新規契約の運用開始日から24ヶ月経過後の応答日が属する計算期間の翌計算期間からファンドラップ手数料を30%割引いたします。<u>なお、一度解約後、再契約されている場合、過去の運用期間の通算はいたしません。</u>また、計算期間は、1月から3月、4月から6月、7月から9月、10月から12月とします。</p>	<p>第14条7 新規契約の運用開始日から24ヶ月経過後の応答日が属する計算期間の翌計算期間からファンドラップ手数料を30%割引いたします。<u>なお、解約後1年以内の再契約の場合、過去の契約期間を通算します。</u>また、計算期間は、1月から3月、4月から6月、7月から9月、10月から12月とします。</p>
<p>第14条8 運用資金待機コースを選択中、新たに発生する計算期間においてファンドラップ手数料は徴収いたしません。また、選択期間は東海東京アセットの受付日より最長6ヶ月間とし、<u>期限日の1ヶ月前にお知らせをいたします。</u>なお、運用再開された場合、残りの計算期間に応じてファンドラップ手数料を徴収いたします。</p>	<p>第14条8 運用資金待機コースを選択中、新たに発生する計算期間においてファンドラップ手数料は徴収いたしません。また、選択期間は東海東京アセットの受付日より最長6ヶ月間とします。なお、運用再開された場合、残りの計算期間に応じてファンドラップ手数料を徴収いたします。</p>

以上